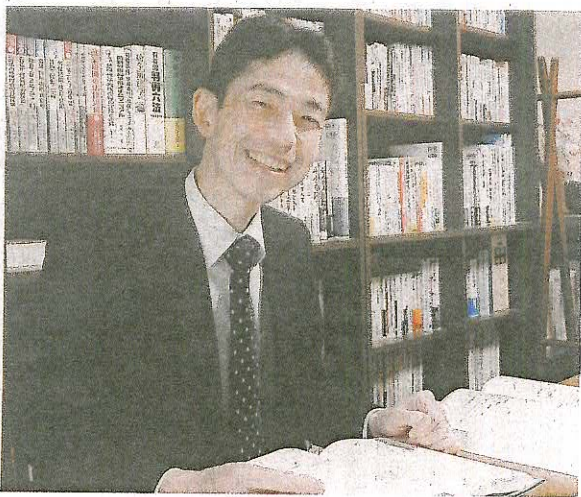


日中に顧客企業を訪問するため、始発電車でお勤し、朝のうちに書類作成など(笑)業務は、法令集や専門書が欠かせない。



③ 社会保険労務士

* 幅広い業務内容

企業で働く人々の労働問題や社会保険を扱う専門家。健康保険や年金に関する書類の作成、給与計算などの事務手続きのほか、人事制度や勤務をめぐるトラブルの相談など、役割は幅広い。個人で開業する場合と、会社員として企業の人事・総務部門に勤める場合がある。

国家資格の「社会保険労務士」を取得する必要がある。大学や短大など指定の教育機関を修了するか、行政事務などの経験が3年以上あることなどが受験資格となる。2015年度の合格率は2.6%。資格に関する問い合わせは、全国社会保険労務士会連合会(03・6225・4864、HP <http://www.shakaihokenroumushi.jp/>)。



旭邦篤さん 46

労働や年金の専門家

労働問題や社会保障制度の専門家として、数十社の企業に相談のの旭さんは、「社会保険労務士法人 東海林・旭事務所」(東京都台東区)の社労士だ。電機メーカーと証券会社の営業職を経て、6年前に転職した。資格を取ったのは30歳代になってから。がんで亡くなった母の闘病生活を見て、健康保険や公的年金などの社会保障制度が「私たちを守ってくれる仕組みで、知らないで損をする。知識のない人の手助けがしたい」と一念発起。会社を辞めて予備校に1年間通

い、試験に合格した。労働基準法や厚生年金法などの専門知識を生かし、企業に代わって、年金の事務手続きや給与計算などを引き受ける。就業規則を作ったり、「従業員が払わない」といった従業員と企業間のトラブルを仲裁したりするなど仕事は幅広い。だが、知識があるだけではだめだという。「人を相手にする仕事なので、信頼関係を大事にしています」。仕事では、依頼主である企業側の話をじっくり聞くよう心がける。「成績が悪い社員に給料を下げたい」との相談には、優秀な人と組んで仕事をさせたり、配置転換したりなどの提案もする。無理に給



分厚い専門書や書類を持ち歩くので、カバンはたっぶり入って丈夫なものがお気に入りです

* 私の相棒

料を下げれば従業員も反発するが、時間をかけて誠実に説明するしかない。企業側に改善の余地がある場合もあるという。「事業主の意向を踏まえつつ、労使双方にとって良いやり方を考えないと存在意義がない。相手も気づいていない課題を見つけ、対応できるようにしたい」(小沼聖実)